○海上保安庁告示第五十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　河原子港東防波堤灯台

位置

所在地　茨城県日立市（河原子港東防波堤外端）

北緯　三六―三二―二七

東経　一四〇―三八―五四

変更した事項

光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ

光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル

変更年月日　平成二十三年一月十二日

○海上保安庁告示第五十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　宇部港火力発電所技術センター第四号灯浮標

位置

所在地　山口県宇部港（本山岬の北東方約三・六キロメートル）

北緯　三三―五六―五八

東経　一三一―一二―四二

廃止年月日　平成二十三年一月十三日

名称　宇部港火力発電所技術センター第二号灯浮標

位置

所在地　山口県宇部港（本山岬の北東方約三・三キロメートル）

北緯　三三―五六―三七

東経　一三一―一二―四六

廃止年月日　平成二十三年一月十三日

○海上保安庁告示第五十六号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　御前崎港東防波堤灯台

位置

所在地　静岡県御前崎港（東防波堤北端）

北緯　三四―三八―〇九

東経　一三八―一四―〇一

変更した事項

位置

所在地　静岡県御前崎港（東防波堤北端）

北緯　三四―三八―〇九

東経　一三八―一四―〇二

変更年月日　平成二十三年一月十三日

名称　相賀浦港防波堤灯台

位置

所在地　三重県度会郡南伊勢町（相賀浦港防波堤外端）

北緯　三四―一七―三五

東経　一三六―三九―一八

変更した事項

光度　三八カンデラ

光達距離　四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで六・一メートル　平均水面上から灯火まで七・九メートル

変更年月日　平成二十三年一月十三日

名称　博多港中央航路第六号灯標

位置

所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西北西方約二・四キロメートル）

北緯　三三―三五―四〇

東経　一三〇―二一―三二

変更した事項

位置

所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西北西方約二・四キロメートル）

北緯　三三―三七―三九

東経　一三〇―二一―三一

記事　附属施設　レーダー反射器

変更年月日　平成二十三年一月十三日

記事　一時位置変更中のところ位置及び記事変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第五十七号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　神戸六甲アイランド東水路中央第二号灯浮標

位置

所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の南東方約一・二キロメートル）

北緯　三四―四〇―一二

東経　一三五―一八―二五

変更した事項

位置

所在地　阪神港神戸区（神戸第七防波堤東灯台の南東方約一・一キロメートル）

北緯　三四―四〇―一一

東経　一三五―一八―二二

変更年月日　平成二十三年一月十四日

○海上保安庁告示第五十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　中海大橋橋梁灯（Ｃ一灯）

位置

所在地　島根県松江港（中海大橋東側面中央）

北緯　三五―二七―〇六

東経　一三三―〇七―三三

廃止年月日　平成二十三年一月二十日

名称　中海大橋橋梁灯（Ｌ一灯）

位置

所在地　中海大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の南東方約三〇メートル

北緯　三五―二七―〇五

東経　一三三―〇七―三三

廃止年月日　平成二十三年一月二十日

名称　中海大橋橋梁灯（Ｒ一灯）

位置

所在地　中海大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の北西方約三〇メートル

北緯　三五―二七―〇七

東経　一三三―〇七―三三

廃止年月日　平成二十三年一月二十日

名称　中海大橋橋梁灯（Ｃ二灯）

位置

所在地　島根県松江港（中海大橋西側面中央）

北緯　三五―二七―〇六

東経　一三三―〇七―三三

廃止年月日　平成二十三年一月二十日

名称　中海大橋橋梁灯（Ｌ二灯）

位置

所在地　中海大橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南東方約三〇メートル

北緯　三五―二七―〇五

東経　一三三―〇七―三三

廃止年月日　平成二十三年一月二十日

名称　中海大橋橋梁灯（Ｒ二灯）

位置

所在地　中海大橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北西方約三〇メートル

北緯　三五―二七―〇七

東経　一三三―〇七―三三

廃止年月日　平成二十三年一月二十日

○海上保安庁告示第五十九号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰